

株式等振替制度に係る手数料に関する規則の一部改正について

平成 22 年 3 月 29 日

株式会社 証券保管振替機構

1. 改正の趣旨

会社法第 277 条に規定される新株予約権の無償割当てにおいては、1 株に対し 1 個未満の新株予約権を割り当てることは認められず、1 株に対して割り当てる新株予約権の数は 1 個以上とする必要があることが明確化された。その結果、新株予約権の無償割当てにおいては、発行済株式数と同数以上の新株予約権を発行する必要が生じた。

現行の新株予約権に係る口座管理手数料及び振替制度利用料は、新株予約権の数に応じた体系となっており、発行する新株予約権の数が多くなれば口座管理手数料及び振替制度利用料も大きくなるため、新株予約権の無償割当てにより資金調達を行う場合、単元株制度を採用している会社にあっては特にその影響が顕著となる。

今般、金融商品取引所において規則改正が行われ、新株予約権の無償割当てが増加することが見込まれることから、新株予約権に係る口座管理手数料及び振替制度利用料の算定基準について、所要の見直しを行うこととする。

2. 改正の概要

新株予約権に係る口座管理手数料の口座残高比例部分及び振替制度利用料の算出基準を新株予約権の数を基準とした体系から新株予約権の目的となる株式の銘柄に係る単元株式数を基準とした体系に変更する。

3. 施行日

平成 22 年 3 月 29 日から施行する。ただし、株式等の振替に関する業務規程第 6 条第 4 号に規定する総額買取型新株予約権については、システムの改修期間を勘案し、平成 22 年 7 月分の手数料の計算から適用する。

以 上